平成２８年（フ）第２７３号
愛知県安城市安城町社口堂66番地　サンシティ岡田Ｂ―103
債務者　神谷　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
愛知県豊田市久保町２丁目１番地２　アミティーＮｅｗ　Ｓｈｏｙａ101号、前住所愛知県豊田市伊保町向山15番地１　リバーハイツ向山110号
債務者　服部　　緑
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２９７号
大阪市此花区西九条１―23―15　リズフラット505、住民票の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目42番地２
債務者　永山　小枝
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３９８号
大阪市淀川区木川西２丁目14番８号ラメゾンボナール102号、前住所大阪市淀川区新高４丁目15番23―805号
債務者　江田　　崇
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４０４号
大阪府枚方市大字尊延寺941番地の35
債務者　久保　智博
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４０６号
大阪府豊中市西泉丘３丁目１番８―302号
債務者　村上　達哉
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４９２号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ22―307号
債務者　蒲生由香里
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４９９号
大阪市北区池田町１番75―204号
債務者　宮入　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６４７号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号（新宮坂荘）
債務者　鈴木　誠一
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６６号
大阪市東住吉区中野４丁目12番23―506号、前住所大阪市東住吉区中野４丁目16番８―403号
債務者　田村　和也
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７２４号
大阪市住吉区苅田４丁目８番３―1101号
債務者　小宮　裕子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７７号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目３番35号　フジパレス北加賀屋ＥＡＳＴ　202
債務者　三瀬　和男（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１１号
大阪市平野区長吉六反３丁目１番７―302号
債務者　東　　圭子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１８３号
大阪府枚方市磯島茶屋町20番２―202号
債務者　中村翔太郎（旧姓吉越）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６号
島根県出雲市大津町3751番地　市営大津西谷住宅132
債務者　辻本　眞一
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第５７号
島根県出雲市大津町3751番地　市営大津西谷住宅132
債務者　辻本　優子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
松江地方裁判所出雲支部